

一般社団法人東京都設備設計事務所協会

倫理要綱

平成24年9月18日 制定

平成24年9月19日 施行

【目的】

一般社団法人東京都設備設計事務所協会の正会員は、時代の要請に正しく即応し、職業倫理の確立とともに設備設計業務の社会的使命と職責を自覚し、誠意をもって業務を遂行する。また、設備設計事務所の専門性を生かし、地球環境の保全、建築物の安全性、快適性の確保を担うとともに、広く社会に向け環境・設備技術についての普及・啓発をおこなうなどを目的とし、その使命の達成に努める。

【前文】

第1条 正会員は、業務の遂行にあたり、本要綱を尊重するとともに法律を遵守する。

【社会貢献】

第2条 正会員は、設備設計が地球環境や建築物の安全性、経済性に大きな影響を及ぼす社会的な責任があることを認識し、社会での正しい理解と評価が得られるよう努力する。

【自己の研鑽】

第3条 正会員は設備の技術と知識を探求し、その能力を高めるとともに、品位、倫理観が備わるよう、常に自己の研鑽に努める。

【情報の開示】

第4条 正会員は、業務依頼者に対し、職能上の資格を明確にするとともに、業務上の経歴、業務実績などの情報を開示し、信頼と理解が得られるよう努力する。

【公正な立場】

第5条 正会員は、社会及び利用者の公益性に配慮して、公正な立場で業務を誠実に遂行し、業務依頼者の正当な利益を守る。

【守秘義務】

第6条 正会員は、業務依頼者の要請に応えるとともに、業務上知り得た機密事項は他に漏らしてはならない。

【適正な報酬】

第7条 正会員は、業務の内容と範囲、ならびに作業量に応じた適正な報酬を提示し業務依頼者の正しい理解と評価を得るよう努める。

【明確な契約】

第8条 正会員は、業務の受託にあたり、文書による契約を締結し、当該業務の遂行上紛争が生じないように努める。

【公正、自由な競争】

第9条 正会員は、業務受託に際し、公正かつ自由な競争の維持に努め、不正な手段を用いてはならない。

【瑕疵への対応】

第10条 正会員は、業務に瑕疵が生じたときには、誠意をもって対応する。

【著作権】

第 11 条 正会員は、著作権を侵す行為は行わない。

【協調】

第 12 条 正会員は、その業務において他の専門家と協働する時、お互いの立場を尊重し、相互に信頼を持って業務を遂行する。

以上